

議案第6号

大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和2年12月3日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例

(大網白里市介護保険条例の一部改正)

第1条 大網白里市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大網白里市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大網白里市道路占用料等条例の一部改正)

第3条 大網白里市道路占用料等条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平

均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大網白里市介護保険条例附則第7条、第2条の規定による改正後の大網白里市後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び第3条の規定による改正後の大網白里市道路占用料等条例附則第3項の規定は、この条例の施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。